

鳥栖スタジアム夜間照明施設ＬＥＤ化事業に関する
要求水準書

令和７年７月

鳥栖市

目 次

1	本事業に関する基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	本事業に関する基本要件・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	設備に関する仕様・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	設計業務に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5	施工に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	7
6	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	9

1 本事業に関する基本事項

(1) 本書の位置づけ

本要求水準書は、鳥栖市（以下「本市」という。）が鳥栖スタジアム夜間照明施設LED化事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、本事業を実施する受注者（以下「受注者」という。）に要求する整備水準を示し、プロポーザルに参加する者の提案に具体的な指針を与えるものである。

受注者は、事業が完了するまで、本事業に関する要求水準書に規定されている事項を遵守しなければならない。

(2) 施設の現状

- ① 住 所 佐賀県鳥栖市京町812番地
- ② 収容人数 約25,000人
- ③ 照明設備 342灯（夜間照明のみ：今回の改修対象）
メタルハライドランプ 1,500W×342灯
定格電圧440V（三相）
- ④ 施設詳細 以下の資料を参照のこと
鳥栖スタジアム関連図面（建築・電気・機械等：PDF形式のみ）

(3) 事業内容

本事業は、以下の業務を行うものである。

- ① 夜間照明LED化に係る事前調査・設計業務
- ② 本事業の施工に必要な物品の調達
- ③ 既設照明の撤去
- ④ 夜間照明器具・照明制御盤・分電盤の更新
- ⑤ 更新後の夜間照明器具及び照明制御盤の試験・報告
- ⑥ その他本事業に必要な更新設備への電源供給及び配線工事
- ⑦ メインスタンド照明器具架台の再塗装

(4) 適用基準

遵守すべき法令及び適用図書等本事業を実施するにあたっては、各種関連法令及び市の条例・規則等、並びに次に掲げる適用図書を遵守すること。

なお、その対応は受注者の責任において行うこととし、本事業を実施するにあたり必要とされる法令等は、すべて公募時点において最新のものを参照し、適用すること。

① 適用図書

(ア) 公共建築設計業務委託共通仕様書

(イ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編）

(ウ) 建築工事監理業務委託共通仕様書

(エ) その他関連する適用図書

② 各種基準・指針等

(ア) Jリーグスタジアム基準「2025年度用」

(イ) スタジアム標準

(ウ) ジャパンラグビー トップリーグ規約

(エ) J I S Z 9110 照明基準総則

(オ) J I S Z 9127 スポーツ照明基準

(カ) J I S C 0920 照明機械器具の外郭による保護等級

(キ) F I F A L i g h t i n g G u i d e

(ク) I E C 6 2 2 6 2 耐衝撃保護規格

(ケ) その他関連する基準・指針等

(5) 要求水準の変更

① 仕様の変更理由

本市は、事業期間中に下記の理由により要求水準を変更する場合がある。

(ア) 法令等の変更により事業内容が著しく変更されるとき。

(イ) 災害・事故等により、特別な事業内容が常時必要なとき又は事業内容が著しく変更されるとき。

(ウ) 本市の事由により事業内容の変更が必要なとき。

(エ) その他事業内容の変更が特に必要と認められるとき。

② 仕様の変更手続

本市は、仕様を変更する場合、事前に受注者に通知する。仕様の変更に伴い、受注者に支払う対価を含め契約書の変更が必要な場合、必要な変更を行うものとする。

2 本事業に関する基本要件

(1) 事業実施体制

本事業の特性や専門性に対応した事業実施体制を構築すること。

(2) 適切な工程計画

設計・施工一括方式のメリットを生かした工期短縮に努めること。

(3) 円滑な競技運営に資する光環境の構築

- ① 各種基準や指針に配慮のうえ、円滑な競技運営を支える照明整備に努めること。
- ② 本事業は、Jリーグシーズンオフ及びシーズン中に実施することから、事業期間中であっても、Jリーグナイター開催が実施できる環境を維持すること。
また、従来から開催されてきた各種大会、イベント等の運営に支障をきたさないよう配慮すること。
- ③ 周辺の建物や住民に対する漏れ光の影響について検討し、光害を可能な限り低減すること。

(4)ランニングコスト削減に対する創意工夫

実施要項を遵守しつつ、ランニングコスト削減のための創意工夫をすること。

(5)保守管理に対する配慮

- ① 日常的な利用の操作性はもちろん、維持管理・保守管理・故障時の対応など、容易性・迅速性・安全性に対する配慮をすること。
- ② 使用機器は、耐久性、メンテナンス性に対して十分配慮すること。

(6)幅広い利用者に対する配慮

スタジアムで開催される各種イベントも考慮し、幅広い利用者に配慮した照明計画とすること。

(7)環境に対する配慮

地球環境はもとより、本市の気候、スタジアムとしての特性など、環境全般に配慮した計画とすること。

(8)スタジアム改修

本市では、令和7年度から令和8年度にかけて、スタジアムの受変電設備及び昇降機改修工事を予定しており、本事業を実施するに当たり、当該改修工事と十分な調整を図ること。

3 設備に関する仕様

(1)一般事項

- ① 高効率機器及び省エネルギー手法の採用により、エネルギー節約を図ること。
- ② イニシャル、ランニングの両コスト及び運用上の信頼性において、最も有利と考えられる方式を提案すること。
- ③ 機器の不具合発生時は、代替機器や修理部品等を迅速に準備し、速やかに不具合を是正できるような計画とすること。
- ④ 防水性や耐候性に配慮した計画とすること。

- ⑤ 必要がある場合は、受変電設備、自家発電設備、幹線、埋設配管等の改修又は増設を行うこと。
- ⑥ 本事業のスケジュールに支障がないよう、必要な各種許認可、届出等の手続きを実施すること。また、市から求められた場合には、各種許認可等の写しを提出すること。

(2) 照明設備

- ① 使用する照明器具は、次の要件を満たすものとする。
 - (ア) 平均演色評価数 90以上
 - (イ) 相関色温度 5,000～6,200K
 - (ウ) 定格寿命 40,000時間以上
 - (エ) 耐衝撃保護規格 IK05以上
 - (オ) -20℃～35℃の温度範囲において、問題なく動作すること。
 - (カ) 公益財団法人日本サッカー協会が定める「スタジアム標準」において、クラスSまたはクラスIのスタジアムでの納入実績、もしくはそれと同等と認められるメーカーの製品とすること。
- ② フィールド内の光環境は、次の要件を満たすこと。
 - (ア) ピッチ内の平均照度は2,000ルクス以上とし、また、ピッチ内のいずれの場所でも1,500ルクス以上を確保すること。
 - (イ) 均斉度（最小/平均）0.7以上
 - (ウ) グレア制限値 50以下
- ③ Jリーグはもとより、ラグビートップリーグ、各種競技の練習・大会、各種スポーツイベントなど利用状況に応じた容易な照度切替が可能な仕様とすること。
- ④ 各種競技やイベント等の開催時において、賑わいをサポートするための演出が可能であること。
- ⑤ 敷地外へのグレアや漏れ光の抑制にも十分配慮すること。
- ⑥ 電源の入り切りや照度調整等の照明制御は、管理事務所で行える仕様とし、照明を活用した演出については、場内放送室内の操作盤（卓）で行える仕様とすること。
- ⑦ 照明器具へは落下防止策を施すこと。

(3) メインスタンド照明架台塗装

- ① 鉄部（一般部）

(A) 塗装面積：692㎡

(B) 下地調整はR B種（※錆等の除去が困難な部分については、錆転換剤を使用すること。）、工程はB種施工とする。

(C) 塗装仕様

工程		施 工 内 容					
①	既存塗膜の除去	ディスクサンダー、スクレーパー等により、劣化した脆弱な部分、錆等を除去し、滑膜は残す。					
②	汚れ、付着物除去	素地を傷つけないようワイヤブラシ等により除去する。					
③	油類除去	溶剤ふき					
④	研磨紙ずり	全面を平らに研磨し、研磨かす等を除去する。					
工程		塗料種類	塗回数	標準塗付量 (kg/㎡/回)	希釈剤 希釈率%	塗重ね乾燥 時間 23℃	塗装方法
⑤	下塗り	ターペン可溶変性 エポキシ錆止塗料	1	0.14	塗料用シン ナーA 0～10	4時間以上 7日以内	ハケ ローラー
⑥	中塗り	弱溶剤可溶上塗 塗料用専用中塗	1	0.14	塗料用シン ナーA 0～5	8時間以上 7日以内	ハケ ローラー
⑦	上塗り	低汚染形弱溶剤 可溶ふっ素樹脂系 塗料上塗	1	0.12	塗料用シン ナーA 0～10	—	ハケ ローラー

② 亜鉛メッキ部

(A) 塗装面積：22.1㎡

(B) 下地調整はR B種（※錆等の除去が困難な部分については、錆転換剤を使用すること。）、工程はB種で施工すること。

(C) 塗装仕様

工程		施 工 内 容					
①	既存塗膜の除去	【旧塗膜無し】 ディスクサンダー、スクレーパー等により錆等を除去する。 【旧塗膜有り】 ディスクサンダー、スクレーパー等により劣化した脆弱な部分、錆等は除去し滑膜は残す。					
②	汚れ、付着物除去	素地を傷つけないようワイヤブラシ等により除去する。					

③	油類除去	溶剤ふき					
④	研磨紙ずり	全面を平らに研磨し、研磨かす等を除去する。					
工程		塗料種類	塗回数	標準塗付量 (kg/㎡/回)	希釈剤 希釈率%	塗重ね乾燥 時間 23℃	塗装方法
⑤	下塗り	ターペン可溶変性 エポキシ錆止塗料	1	0.14	塗料用シン ナーA 0～10	4時間以上 7日以内	ハケ ローラー
⑥	中塗り	弱溶剤可溶上塗 塗料用専用中塗	1	0.14	塗料用シン ナーA 0～5	8時間以上 7日以内	ハケ ローラー
⑦	上塗り	低汚染形弱溶剤 可溶ふっ素樹脂系 塗料上塗	1	0.12	塗料用シン ナーA 0～10	—	ハケ ローラー

③ シーリング

名 称	摘 要	数 量
シーリング撤去	15×10	279m
	10×10	265m
柱～梁取合シーリング	MS－2 15×10	130m
柱足元取合シーリング	MS－2 10×10	142m

4 設計業務に関する事項

(1) 業務範囲

受注者は、実施要項、要求水準書、契約書等に基づき、本事業を実施するための必要な設計を行うこと。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、契約締結日を始期として、事業全体のスケジュールに整合させた計画とすること。

(3) 留意事項

- ① 本市と十分に協議すること。
- ② 実施設計期間中に本市への中間報告を行ったのち最終案を作成すること。

(4) 提出書類

- ① 設計図書（紙及び電子データ）

なお、図面データはCAD（DWG）形式及びPDF形式とする。

- (ア)配線図
- (イ)系統図
- (ウ)単線結線図
- (エ)更新設備の機器仕様及び主要機器の一覧表
- (オ)更新設備の配線図及びシステム構成図
- (カ)更新機器の仕様書
- (キ)照度分布図
- ② 全体工程表
- ③ その他本市が求める資料

5 施工に関する事項

(1)業務範囲

受注者は、実施要項、要求水準書、契約書等に基づき本事業の施工を行う。

(2)業務期間

施工業務の期間は、事業全体のスケジュールに整合させ受注者が計画すること。
なお施工に際しては、スタジアムの利用及び予定されている改修工事に支障を与えないよう調整を行うこと。

ただし、先行配線等の準備工事は、スタジアムで開催されている各種競技やイベント等と調整したうえ、実施すること。

(3)着工前の業務

受託者は、本事業に必要となる各種許認可、届出等の手続きを、事業スケジュールに支障がないよう実施すること。本市が必要とする場合は、各種許認可等の写しを提出すること。

(4)施工期間中の業務

- ① 受注者は、各種関連法令及び施工の安全等に関する指針を遵守し、設計図書及び施工計画に従って本事業の施工を実施すること。
- ② 受注者は、設計及び工事の進捗状況等を本市に定期的に報告するほか、本市から要請があれば、別途報告を行うこと。
- ③ 本市は、受注者が行う工程会議に立会うことができるとともに、随時工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。
- ④ 施工を円滑に実施できるように、必要な施工状況の設備及び調整を十分に行う

こと。

- ⑤ 騒音、振動等の影響について、十分な対策を施すこと。苦情等が発生した場合は、受注者の責任において適切に対応し、処理すること。
- ⑥ 施工により発生した廃棄物等については、再資源化を基本とし、法令等に定められたとおり適切に処理すること。
- ⑦ 施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、受注者の負担において行うこと。
- ⑧ 電源ケーブル、通信ケーブル、上下水道管、ガス管等の既存インフラと干渉する場合、または、その切り回しなど改修を行う場合は、本市と事前に協議を行うこと。
- ⑨ 工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域への災害が及ばないように万全の対策を施すこと。
- ⑩ 工事期間中において、実施設計内容に変更が生じた場合、変更内容の分かる書類を本市に提出し、本市との協議を行うこと。
- ⑪ 別途工事等と作業日程が重なる場合には、別途工事受注者と協力して、作業を円滑に進めること。

(5) 竣工後業務

① 受注者による竣工検査

(ア) 受注者は、自らの責任において、竣工検査及び更新設備等の試験を実施すること。

(イ) 竣工検査及び更新設備等の試験の実施については、実施日の7日前までに、本市に書面で通知すること。

(ウ) 本市は、受注者が実施する竣工検査及び更新設備等の運転に立会うものとする。

(エ) 受注者は、本市に対して竣工検査及び更新設備等の運転の結果を報告すること。

② 本市の施工完了検査

本市は、受注者による竣工検査及び更新設備等の試験並びに前項の検査終了後、以下の方法により施工完了検査を実施する。なお、施工完了検査の結果、設計図書と食い違いがあった場合には、受注者に対して改修又は補修を求めることができる。

(ア) 本市は、受注者の立会の下で、施工完了検査を実施する。

(イ) 施工完了検査は、本市が承諾した設計との照合により実施する。

(ウ) 受注者は、更新設備等の取扱いに関する本市への説明を、前項の検査とは別に

実施する。

③ 完成図書の提出

受注者は、本市による施工完了検査に必要な写真、施工に関する書類（以下「完成図書類等」という。）を本市に提出すること。

（ア）施工図（１部・製本）

（イ）施工図データ（１部・ＣＤ等）

※ＰＤＦ形式及びＣＡＤデータ（ＤＷＧ形式）

（ウ）諸官庁申請書（写）

（エ）各種報告書

④ 引渡書の提出

受注者は、本市による工事完了検査後、以下の書類を遅滞なく提出すること。

（ア）機器仕様書、取扱説明書、保証書、鍵等

（イ）維持管理に必要となる書類及びデータ

6 その他

（１）工事期間中は、定例工程会議を実施すること。

（２）必要に応じて、関係機関と十分に協議すること。

（３）本要求水準書に定める事項について、疑義が生じた場合または、定めのない事項については、本市及び受注者の協議によるものとする。